

平成30年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

茨城労働局

茨城労働局は、大学生、短大生、専門学校生(以下「大学生等」という。)が大学等に入学後、学生生活の充実のためにアルバイトを行う際、適正な労働条件が確保され、トラブルに巻き込まれないために、重点事項を事業主や学生等へ周知・啓発することを通じて、「労働条件を確かめる」ことを促すことなどを目的として、当キャンペーンを実施する。

1. 実施時期 平成30年4月1日から7月31日

(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2. 重点的事項

- (1) 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- (2) 学業とアルバイトの両立ができるような勤務時間のシフトの適切な設定
- (3) 学生アルバイトの労働時間の適切な把握
- (4) 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5) 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3. 実施事項

(1) 大学等における労働法制度説明会等の実施

大学等への労働条件をはじめとする労働法制の説明及び予約制出張相談の実施。

(2) 総合労働相談コーナーにおける「若者相談コーナー」の設置

茨城労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応。

(3) 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨について、記者発表、ホームページへの掲載、地方公共団体、関係機関等の広報誌の掲載依頼等による周知。

(4) リーフレット等の配布

リーフレット(別添3、4、5)等を使用者団体、労働組合、地方公共団体等に配布するほか、説明会等の際に事業主に配布。